

災害時情報共有システム 物資の報告

物資の報告	マスク	選択式 なし	任意入力
		記述式 あり ●●(枚)	任意入力
	サージカルマスク	選択式 なし	任意入力
		記述式 あり ●●(枚)	任意入力
	消毒液	選択式 なし	任意入力
		記述式 あり ●●(ℓ)	任意入力
	手袋	選択式 なし	任意入力
		記述式 あり ●●(双)	任意入力
	ガウン	選択式 なし	任意入力
		記述式 あり ●●(枚)	任意入力
	フェイスシールド	選択式 なし	任意入力
		記述式 あり ●●(枚)	任意入力
	ゴーグル	選択式 なし	任意入力
		記述式 あり ●●(個)	任意入力
	キャップ	選択式 なし	任意入力
		記述式 あり ●●(個)	任意入力
	体温計(非接触型含む)	選択式 なし	任意入力
		記述式 あり ●●(個)	任意入力
	パルスオキシメーター	選択式 なし	任意入力
		記述式 あり ●●(個)	任意入力
その他	記述式 ※必要な物資を自由記述	任意入力	

災害時情報共有システム 新型コロナウイルス感染症の施設内感染対策のための自主点検項目

高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検	1) 感染症対応力向上	チェック	①手指消毒の励行、定期的な換気を行っている	任意入力
		チェック	②職員の日々の健康管理を行っている	任意入力
		チェック	③入所者の日々の健康管理を行っている	任意入力
		チェック	④防護具の着脱方法の確認を行った	任意入力
		チェック	⑤清掃などの環境整備を行っている	任意入力
	2) 物資の確保	チェック	⑥主な職員が動画「介護職員のためのそだったのか！感染対策！」等を視聴した	任意入力
		チェック	⑦新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA)について職員に周知を行った	任意入力
		チェック	⑧在庫量と使用量・必要量を確認した	任意入力
		チェック	⑨一定量の備蓄を行っている	任意入力
		チェック	⑩感染対策にかかると関係者の連絡先を確認している	任意入力
	3) 関係者の連絡先の確認	チェック	⑪個室管理、生活空間の区分けの検討を行った	任意入力
		チェック	⑫勤務体制の変更、人員確保の検討を行った	任意入力
		チェック	⑬検体採取場所の検討を行った	任意入力
	4) 感染者発生時のコミュニケーション	チェック	⑭感染者発生時の対応方針について入所者、家族と共有している	任意入力
		チェック	⑮感染者発生時の対応方針について協力医療機関と共有している	任意入力
5) 情報提供	チェック		任意入力	
	チェック		任意入力	

事務連絡
令和4年6月20日

都道府県
各 介護保険担当課（室） 御中
市区町村

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護サービス情報公表システムに係るお問い合わせ先について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

介護サービス情報公表システムでは、令和4年3月に新たなクラウド基盤への移行に伴い、お問い合わせ先（ヘルプデスク）のメールアドレスが変更されましたが、一部の自治体様より当該メールアドレスにメールが送信できない旨の連絡があったため、暫定お問い合わせ先を作成しておりました。

今後、当該暫定お問い合わせ先は廃止いたしますので、本日以降は、下記の介護サービス情報公表システムヘルプデスクのお問い合わせ先（以下、「ヘルプデスクお問い合わせ先」という。）にご連絡ください。

ヘルプデスクお問い合わせ先にメールが送信できない自治体様におかれましては、「介護サービス情報公表システムの更改に伴うお問い合わせ先について」（令和4年4月5日付事務連絡）（別添）をご確認いただき、設定を行ってください。

上記設定変更中等でも緊急の連絡が必要な場合は、引き続き暫定お問い合わせ先にご連絡願います。ただし、暫定お問い合わせ先は令和4年7月末までの運用となりますので、早急に設定をお願いいたします。

記

1. ヘルプデスクお問い合わせ先

helpdesk@kaigokensaku.mhlw.go.jp

2. 暫定お問い合わせ先

（緊急時にヘルプデスクお問い合わせ先にメール送信できない場合のみ。）

helpdesk_kaigokensaku@div.ncsx.co.jp

※令和4年7月末運用停止

【担当】

厚生労働省老健局

【介護サービス情報公表システムについて】

認知症施策・地域介護推進課 岸、引間、門田

TEL : 03-5253-1111 (内線 3982)

災害時情報共有システムに関するお知らせ

災害時情報共有システムをご存知ですか？

介護施設等の被災状況を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、災害発生時における被災状況等を把握することを目的として国が構築したシステムです。

入力項目は多いのですか？

災害時の必須入力項目は、7項目をチェックするだけなので、短時間で入力することができます。

なお、システム入力により、支援の要請を行うこともできます。

入力必須項目	入力内容
① 人的被害の状況	・人的被害なし ・人的被害あり
② 建物被害の状況	・被害なし ・軽微な被害あり(推定被害80万円未満) ・重大な被害あり(推定被害80万円以上)
③ 避難の必要性	(入所施設) ・避難の必要性なし ・避難の必要性あり
	(入所施設以外) ・支障なし(開所) ・支障あり(閉所中)
④ 電気の状況	・停電なし ・停電中
⑤ 水道の状況	・断水なし ・断水中
⑥ ガスの状況	・供給あり ・停止中
⑦ 冷暖房の状況	・使用可能 ・使用不可

※ 被害情報を入力いただいた場合には、国や都道府県・市町村において、支援の必要性を判断することができます。また、所管官庁等と被害情報を共有することにより、優先的な復旧に活用される場合もあります。

災害時情報共有システムに関する Q&A

Q 災害時情報共有システムにどこからログインすればよいのでしょうか？

A ログインは、下記URLの「●●」に別添の都道府県番号を入力してアクセスしてください。

【事業所用URL】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/●●/index.php>

Q 災害時情報共有システムのログインIDやパスワードがわからず、システムにログインできません。どうしたらよいのでしょうか？

A 事業所が所在する都道府県・指定都市において、IDの発行や初期パスワードの設定を行っています。所在する都道府県・指定都市の介護保険主管課までお問い合わせください。

Q 災害時情報共有システムは被害があった場合に入力すればよいのでしょうか？

A 被害がある場合も、被害がない場合も必ず入力してください。被災地全体の被災状況を迅速かつ正確に把握し、必要な支援に繋げるためにも、速やかに入力いただけますようお願いいたします。

災害時情報共有システム改修のお知らせ

自治体からの御要望を踏まえ、令和5年度のシステム改修により、中核市と一般市区町村もシステムの閲覧が可能となりました。

これにより、管内の施設の被災状況を確認することができるようになりましたので、積極的にご活用ください。

都道府県番号

別添

都道府県名	都道府県番号
北海道	01
青森県	02
岩手県	03
宮城県	04
秋田県	05
山形県	06
福島県	07
茨城県	08
栃木県	09
群馬県	10
埼玉県	11
千葉県	12
東京都	13
神奈川県	14
新潟県	15
富山県	16
石川県	17
福井県	18
山梨県	19
長野県	20
岐阜県	21
静岡県	22
愛知県	23
三重県	24
滋賀県	25

都道府県名	都道府県番号
京都府	26
大阪府	27
兵庫県	28
奈良県	29
和歌山県	30
鳥取県	31
島根県	32
岡山県	33
広島県	34
山口県	35
徳島県	36
香川県	37
愛媛県	38
高知県	39
福岡県	40
佐賀県	41
長崎県	42
熊本県	43
大分県	44
宮崎県	45
鹿児島県	46
沖縄県	47

介護サービス事業者 管理者 様

岡山県子ども・福祉部指導監査課長

介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者の
経営情報の報告について（依頼）

本県の介護保険行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の44の2の規定により、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告することとされています。

つきましては、本制度対象事業者の皆様におかれましては、下記のとおり経営情報の報告をお願いいたします。

記

1 報告の対象となる介護サービス事業所

原則として、全ての介護サービス事業者が報告の対象となります。ただし、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、報告は不要です。

- ① 当該会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である者
- ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

2 報告の単位

介護サービス事業者経営情報の報告は、原則、介護サービス事業所・施設単位で行うものとしませんが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとします。

3 報告の対象となる介護サービスを提供する事業所・施設

別紙に掲げるサービスを提供する事業所又は施設について、報告の対象となります。

※居宅療養管理指導、介護予防支援は報告対象外です。

4 報告する内容

- (1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- (2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- (3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- (4) その他必要な事項

5 報告の方法

報告は、厚生労働省において運営する「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」（以下、「本システム」という。）により行うものとします。

本システムの運用開始は令和7年1月6日（月）13時の予定です。

【介護サービス事業者経営情報データベースシステムのURL（厚生労働省）】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/todokede/login>

※ 運用開始前にアクセスした場合、エラーが表示されますのでご注意ください。

本システムへのログインには、GビズID（GビズIDプライム）のアカウント取得が必要となります。原則2週間以内でアカウントが取得できますが、早めのアカウント取得をお願いいたします。

※ 「GビズID」はデジタル庁が所管するサービスのため、同サービスに関する照会等は以下のサイトに記載のお問い合わせ先をお願いいたします。

【GビズIDホームページ（デジタル庁）】

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

6 報告期限

報告期限は、報告を行う介護サービス事業者の毎会計年度終了後3月以内です。ただし、令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から令和6年12月31日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限を令和7年3月31日までとします。

【例】（会計年度）令和5年4月～令和6年3月 ⇒（報告期限）令和7年3月31日
令和5年10月～令和6年9月 ⇒（報告期限）令和7年3月31日
令和6年2月～令和7年1月 ⇒（報告期限）令和7年4月30日

※ 以降、原則どおり毎会計年度終了後3月以内に報告

7 本制度の詳細・マニュアル等

報告にあたっては、厚生労働省通知及び事務連絡の内容をご承知の上、実施いただきますようお願いいたします。

- ・介護サービス事業者経営情報データベースシステム（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

- ・介護サービス事業者経営情報の報告について（岡山県指導監査課ホームページ）

<https://www.pref.okayama.jp/page/934633.html>

8 お問い合わせ

【システムのエラーや操作手順等に関すること】

○システムヘルプデスク

helpdesk_kaigokeiei@kaigokensaku.mhlw.go.jp

【本制度の内容（報告内容、報告期限等）に関すること】

（各事業所を所管する県民局）

○岡山県備前県民局健康福祉部健康福祉課

〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17

Tel : 086-272-3915（事業者第1班ダイヤルイン）

Fax : 086-272-2660

E-mail : bizen-jigyousya1@pref.okayama.lg.jp

※所管市町村（岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町）

○岡山県備中県民局健康福祉部健康福祉課

〒710-8530 倉敷市羽島1083

Tel : 086-434-7054（事業者第1班ダイヤルイン）

Fax : 086-427-5304

E-mail : bichu-kaigojyoho@pref.okayama.jp

※所管市町村（倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町）

○岡山県美作県民局健康福祉部健康福祉課

〒708-0051 津山市椿高下114

Tel : 0868-23-1291（事業者班ダイヤルイン）

Fax : 0868-23-2346

E-mail : mima-jigyousya@pref.okayama.lg.jp

※所管市町村（津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町）

○岡山県子ども・福祉部指導監査課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

Tel : 086-226-7917

Fax : 086-226-7919

E-mail : shidokansa@pref.okayama.lg.jp

担当：岡山県子ども・福祉部 指導監査課 Tel : 086-226-7917
--

別紙

報告の対象となる介護サービスを提供する事業所・施設

- ・訪問介護
 - ・（介護予防）訪問入浴介護
 - ・（介護予防）訪問看護（※）
 - ・（介護予防）訪問リハビリテーション（※）
- ・通所介護
 - ・（介護予防）通所リハビリテーション（※）
 - ・（介護予防）短期入所生活介護
 - ・（介護予防）短期入所療養介護（介護保険法施行規則第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く）（※）
 - ・（介護予防）特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く）
 - ・（介護予防）福祉用具貸与
 - ・特定（介護予防）福祉用具販売
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・夜間対応型訪問介護
 - ・地域密着型通所介護
 - ・（介護予防）認知症対応型通所介護
 - ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
 - ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
 - ・地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く）
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ・居宅介護支援
- ・介護福祉施設サービス
- ・介護保健施設サービス
- ・介護医療院サービス

（※）みなし指定を受けている事業所のうち、みなし指定を受けた日から1年が経過していない事業所については対象外になります。

介護サービス事業者の経営情報の報告・公表

令和6年度より、経営情報の報告・公表のための 新たな2つの制度が始まります！

1.【新設】 介護サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、介護サービス事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、介護サービス事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年1月から運用を開始します。
介護サービス事業者の皆さまには、以下の経営情報の報告をお願いします。

主な報告事項	報告手段
<ul style="list-style-type: none"> ・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項)など 	介護サービス事業者経営情報データベースシステム (経営情報DB) ※新システム
	報告期限 毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、 令和7年3月まで

2.【見直し】 介護サービス情報公表制度の見直し

介護サービス情報公表制度は、利用者の介護サービス事業者の選択に役立つよう、事業者に介護サービス情報の報告を求めるものです。
今回の見直しにより、介護経営の健全性等の情報を提供するため、介護サービス事業者の皆さまには、**財務状況の分かる書類の報告**をお願いします。

新たな報告事項	報告手段
<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況の分かる書類 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書など) ・職員の一人あたりの賃金 (※任意での報告事項) 	介護サービス情報公表システム ※既存システム
	報告期限 毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

裏面もご確認ください

制度に関するQ&A

経営情報DB

情報公表制度

Q1 報告対象となる事業者を教えてください

原則、**全ての介護サービス事業者が報告の対象**となります。

ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外です。

※ 報告対象となるサービスについては、関係通知・ウェブページなどを参照ください。

経営情報DB

情報公表制度

Q2 報告の単位は事業所・施設ごとですか？法人ごとですか？

原則、**事業所・施設単位**でお願いします。

なお、事業所単位で会計区分を行っていない場合など、やむを得ない場合は法人単位の報告でも差し支えございません。

経営情報DB

Q3 経営情報の報告にあたって、どのような準備が必要となりますか？

介護サービス事業者経営情報データベースシステムでの経営情報の報告には「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要となります。

※ GビズIDの詳細については、以下のウェブページをご覧ください。
https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_sendbypost.html



経営情報DB

Q4 報告した経営情報等はどのように活用されますか？

厚生労働省にて、ご報告いただいた経営情報等を属性別にグループ分けした上で分析を行い、結果を公表する予定です。個人や法人を特定することができる形で公表されることはありません。

情報公表制度

Q5 財務状況が分かる書類は、財務三表でないといけませんか？

会計基準上、作成が求められていない等の事情がある場合は、**資産や負債、収支の内容が分かる簡易な計算書類**でも差し支えありません。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください

経営情報データベース
<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>



介護サービス情報公表制度
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>



介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等（令和5年介護保険法改正事項）

➤ 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

（参考）令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、より正確な経営実態等の把握に向けて、より適切な実態把握のための方策を引き続き検討していくべきとされている。

➤ このため、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する。【施行日：令和6年4月1日】

【データベースの概要】

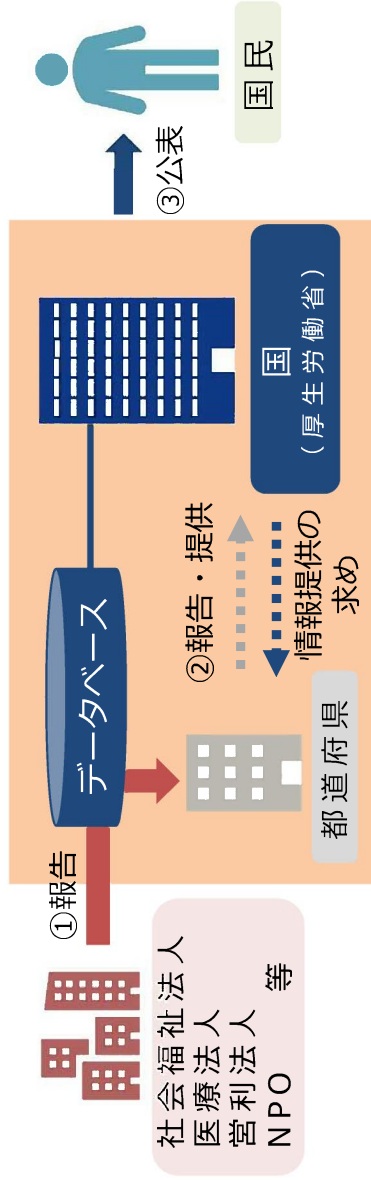
- ・ 対象：原則、全ての介護サービス事業者
- ・ 収集する情報：介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数

※ 収集する内容は省令以下で規定

・ 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表

※ 上記のデータベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス情報公表制度についても併せて見直しを行い、介護サービス事業者に対し財務状況の公表を義務付ける等の対応を行う。

＜データベースの運用イメージ＞



- ① 介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。

介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等

令和5年12月7日社会保険審議会介護保険部会
資料3-1（一部改変）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の44の2の規定に基づき、都道府県知事が行う介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）における必要な規定を整備する。

報告対象となる介護サービス事業者

- 原則、全ての介護サービス事業者が報告対象。
- ただし、小規模事業者等に配慮する観点から、事業所・施設の全てが以下のいずれかに当てはまる介護サービス事業者は報告対象から除外する。
 - ① 過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
 - ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

介護サービス事業者に報告を求めめる項目

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
 - 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
 - 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
 - 4) その他必要な事項
- ※ 報告除外対象の事業所・施設（上記①・②）とそれ以外の事業所・施設を運営している場合、①・②を除く事業所・施設の報告を求めめる。
- 〔 上記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）及びその人数」を求めめる（通知事項）。 〕

介護サービス事業者から都道府県知事への報告方法

- 報告期限
毎会計年度終了後3月以内
※ 初回に限り、令和6年度内に提出で可（附則により措置）
- 報告手段
電磁的方法を利用して自ら及び都道府県知事が同一の情報を見ることができている状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法

厚生労働大臣が都道府県知事に求めることができる情報

- 介護サービス事業者経営情報
（※ 事業者に報告を求めめる項目の1）～4）の情報）
- その他必要な事項

都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供方法

電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を見ることができている状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法

事業者からの経営情報の報告方法

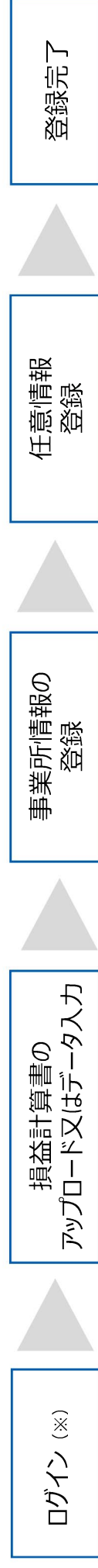
報告単位

- 介護サービス事業者経営情報の報告にあたっては、介護サービス事業所・施設単位で報告を行うことを基本とするが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合には、法人単位で報告することとしても差し支えない。
 - (※ 1) 介護サービス事業に係る事項のみが報告対象である。
 - (※ 2) 医療・障害福祉サービスに係る事業等を実施している場合で、当該サービス等に係る収益や光熱水費等の費用について介護サービスとの記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。

報告方法

- 介護サービス事業者は、国が構築する「介護事業財務情報データベースシステム（仮称）」上で報告を行うものとする。
- 具体的には、
 - 【パターン 1】損益計算書のcsvファイルをシステムにアップロード
 - 【パターン 2】システムの入力フォームへの直接入力により報告（注：紙での報告は受け付けない）

【報告フロー（イメージ）】



(※) gBizID（法人・個人事業主向け共通認証システム）によるログイン

- 介護サービス事業者の円滑な報告を推進する観点から、令和6年秋頃にわかりやすい入力マニユアル・動画を作成し、提示する予定。

事業者からの報告項目

報告を求める項目（介護保険部会資料（令和5年12月7日））

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4) その他必要な事項

※ 左記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）」を報告。

必須項目

- 1) 事業所・施設の名称、経営主体等の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
【主な報告項目】
(収益) 介護事業収益
(費用) 給与費、業務委託費、減価償却費、水道光熱費 等
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
・常勤／非常勤に分けて、職種別人員数を報告。
・職種については、介護事業経営実態調査において報告を求めている
右のと同じ区分で報告。
(例) 医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、生活相談員・支援相談員、調理員、栄養士、事務職員
- 4) その他必要な事項
①複数の介護サービス事業の有無
②介護サービス事業以外の事業（医療・障害福祉サービス）の有無

任意項目

- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
【主な報告項目】
(収益) サービス別の介護事業収益、介護事業外収益 等
(費用) 役員報酬、給食委託費、車両費、材料費 等
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
・常勤／非常勤に分けて、給与・賞与別の金額を報告。
- 4) その他必要な事項
①医療における事業収益
②医療における延べ在院者数
③医療における外来患者数
④障害福祉サービスにおける事業収益
⑤障害福祉サービスにおける延べ利用者数

今後のスケジュール

時期	内容
令和6年11月中旬頃	システム操作に係るマニュアルの公表
令和7年1月頃	システムの運用開始、令和6年度分報告の開始
令和7年3月末	令和6年度分報告〆切

※ 報告されたデータに基づく分析については、令和6年度の老健事業においてその方法等を検討したうえで、令和7年度に実施予定。

各種通知・事務連絡等は厚生労働省HPをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>